

社会福祉法人 大津町社会福祉協議会 地域住民支えあい交流事業実施要項

(目的)

第1条 この事業は、地域福祉の充実と地域住民間の福祉意識の高揚を図るため、小地域を対象に住民自らが定期的に支えあい交流やふれあいの場等を設け、要援護者の早期発見・社会的孤立感の解消・心身機能の維持向上、住環境の維持向上等を行うことにより、地域コミュニティの再構築を図ることを目的とする。

(運営)

第2条 本事業の実施にあたっては、大津町社会福祉協議会（以下「本会」という。）との連携を保ち、実施主体である組織の自主的運営をもって行う。

(実施主体)

第3条 地域において、第1条の目的を満たすボランティア等自主的非営利組織が実施主体となり、各行政区、民生児童委員協議会等関係機関の協力を得て実施する。

(実施場所)

第4条 地区公民館、集会所、空き家、自宅等を利用し、地域ごとに住民が集いやすい場所で実施する。

(経費)

第5条 円滑な活動を行うため必要経費を本会の予算の範囲内で助成する。
2 助成金交付要項は別に定める。

(その他)

第6条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附則

この要項は、平成17年4月1日より施行する。

社会福祉法人 大津町社会福祉協議会 地域住民支えあい交流事業助成金交付要項

(目的)

第1条 大津町社会福祉協議会会長（以下「会長」という。）は、地域住民支えあい交流事業実施要項（以下「実施要項」という。）第3条第1項に定める実施主体に対し予算の範囲内で活動費を助成する。

(助成の対象)

第2条 助成金は、実施主体に対し、実施場所の規模、参加人数を考慮して交付する。

(助成交付額)

第3条 助成金の交付額は、助成交付限度額を 50,000 円とし、参加人数に 200 円を乗じた金額とする。ただし、百円単位は切捨てとする。

(助成金の交付申請)

第4条 助成金の交付を受けようとする実施主体は、地域住民支えあい交流事業助成金交付申請書（別記第1号様式）に、次に掲げる関係書類を添えて提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（別記第2号様式）
- (2) 収支予算書（別記第3号様式）

(交付決定通知)

第5条 会長は、前条の規定により交付申請があったときは、審査のうえ助成額を決定し、助成金交付決定通知書（別記第4号様式）により通知するものとする。

(報告)

第6条 助成金の交付を受けた者は、地域住民支えあい交流事業報告書（別記第4号様式）に、次に掲げる書類を、翌年度の4月30日までに会長に提出しなければならない。

- (1) 事業報告書（別記第2号様式）
- (2) 収支決算書（別記第3号様式）

2 会長は、前項に規定する書類を除くほか、必要と認める書類の提出を求めることができる。

(指示)

第7条 会長は、助成金の交付を受けたものに対し、当該事務又は事業及び助成金の使用に関し、必要な指示をすることができる。

(流用の禁止)

第8条 助成金の交付を受けた者は、その助成金を他の経費に流用してはならない。

(交付の取消等)

第9条 会長は、助成金の交付を受けた者が、次に掲げる各号の一に該当する場合には、助成金の交付を取り消し、又は既に交付した助成金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

- (1) 第6条又は第8条の規定に違反したとき。
- (2) 第7条に規定する指示に従わないとき。
- (3) 事務又は事業の施行方法が不相当と認められたとき。
- (4) 支出額が予算額に比べて著しく減少したとき。

(その他)

第10条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附則

この要項は、平成17年4月1日より施行する。